

工事名：R 7 東関道小泉南横断歩道橋上部工事

問合せ内容	競争参加資格がない理由について、『入札公告の記2(8)に示している施工計画(簡易な施工計画)が適正でないため、欠格としたものです。』との説明がございました。詳細理由について、以下に示す事項が適正でないと判断されたのかご教授願います。 『入札説明書(別記様式－4)〔別添〕施工計画書に関する注意事項の4.「施工計画書」の記載内容が、以下に示す場合は不可(欠格)とする。』こととあります。 本施工計画では、下表の①「課題」、「1) 着目点と着目理由」、「2) 着目点に対応した施工方法」のそれぞれの関係が適切でないと判断されたのでしょうか。 <table><tr><td>①課題</td><td>1) 着目点と着目理由</td><td>2) 着目点に対応した施工方法</td><td>判定</td></tr><tr><td>安全管理</td><td>着目点：安全・品質管理 着目理由：品質管理</td><td>品質管理に関する施工方法</td><td>×</td></tr></table>				①課題	1) 着目点と着目理由	2) 着目点に対応した施工方法	判定	安全管理	着目点：安全・品質管理 着目理由：品質管理	品質管理に関する施工方法	×
①課題	1) 着目点と着目理由	2) 着目点に対応した施工方法	判定									
安全管理	着目点：安全・品質管理 着目理由：品質管理	品質管理に関する施工方法	×									
回答	別記様式－4の施工計画書の課題「桁架設工の施工上配慮すべき安全管理に関する事項と施工方法について」における審査方法については、(別記様式－4)〔別添〕の「施工計画書に関する注意事項」のとおりであり、「4.」の表は記載例となっております。 そのうえで、本工事の施工計画書に記載すべき内容は、①「課題」が「安全管理」、「1) 着目点と着目理由」が「安全管理について」、「2) 着目点に対応した施工方法」が「安全管理に関する施工方法」となりますが、「品質管理」について記載されていたため、不可(欠格)としたものです。											